

訪問介護サービス等における同一建物減算の区分見直しに伴う届出について

1 訪問介護サービス等における同一建物減算について

訪問介護又は訪問型サービス（以下、「訪問介護サービス等」という。）の事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問介護サービス等事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く、以下同じ。）へのサービス提供を行った場合、10%の同一敷地内建物減算が適用されますが、訪問介護サービス等事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上であるかを、「別紙10訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を用いて事業所ごとに毎年度2回確認し、この割合が90%以上となりかつ正当な理由に該当しない場合、減算適用期間において、全ての同一敷地内建物等に居住する者への訪問介護サービス等には12%の同一建物減算が適用されます。

2 届出について

90%以上の割合が判定された場合、和歌山市へ届出してください。

※訪問介護と予防給付型訪問サービスはそれぞれで判定し、届出してください（生活支援型訪問サービスは除く。）。

90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、その旨を届出してください。ただし、当該理由が不適当であると本市が判断した場合は、減算を適用するものとして取り扱います。

＜正当な理由として認められる例＞

- a 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c その他正当な理由と認められる場合

※以下は正当な理由に該当しませんのでご注意ください。

- ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合
- ・単にケアマネジャーから地域の利用者の紹介がない場合

提出方法：電子申請・届出システム、郵送、窓口等

提出先：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市 指導監査課
(持参又は郵送)

提出部数：2部（1部は控として受付印を押印のうえ返却します。）

(注) 郵送で提出される場合は、送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

なお、90%未満の場合、届出の必要はありません。ただし、90%以上に至りかつ正当な理由に該当しないとして減算対象となった事業所が、次回以降の判定で90%未満となった場合を除きます。また、書類は事業所で5年間保管してください。

3 判定期間と提出期限、減算適用期間について

令和6年度

区 分	判定期間	提 出 期 限	減算対象期間
後 期	令和6年10月1日から令和7年2月28日	令和7年3月14日（金）	令和7年4月1日から令和7年9月30日

令和7年度以降

区 分	判定期間	提 出 期 限	減算対象期間
前 期	3月1日から8月31日	9月15日	10月1日から翌年3月31日
後 期	9月1日から翌年2月末日	3月15日	4月1日から9月30日

※15日が閉庁日の場合は、前開庁日

4 届出書類（和歌山市ホームページ番号1059836 参照）

（別紙10）訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

適用の有無が変更となる場合は、次の届出書もご提出ください。

（別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出（訪問介護）

（別紙3-3）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（予防給付型訪問サービス）

（別紙1-1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）

（別紙1-4）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（予防給付型訪問サービス）